

大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第46号

大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則（昭和44年大和市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「は第1号」の次に「、第3号及び第4号」を加え、同項第1号中「住民票」の次に「の写し」を加え、「所在証明書」を「法人所在証明書」に改め、同項第2号中「住民票」の次に「の写し又は法人所在証明書」を加え、同項第4号中「口座振替依頼書」を「工事内容及び工事費が分かる契約書の写し」に改め、同項第5号中「口座振替確認通知書」を「口座振替申出書（口座振替により償還する場合に限る。）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「取扱金融機関は、第2項第5号の口座振替確認通知書」を「市長は、前項第5号の口座振替申出書」に、「承認印を押印のうえ、当該書類を市長に送付しなければならない。」を「より当該申請人に通知するものとする。」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条に次の項を加える。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該変更後の借受人又は連帯保証人が市内在住者であるときは、この限りでない。

(1) 前項第1号、第3号、第4号又は第5号に該当するとき 当該変更に係る借受人又は連帯保証人の住民票の写し又は法人所在証明書及び納税証明書

(2) 前項第2号に該当するとき 当該変更に係る借受人又は連帯保証人の住民票の写し又は法人所在証明書

別表第2号様式の項中「口座振替依頼書」を「口座振替申出書」に改め、同表第3号様式の項の次に次のように加える。

第4号様式	水洗便所改造資金助成決定通知書	第5条
-------	-----------------	-----

別表第4号様式の項中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同表第5号様式の項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同表第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同表第6号様式の項の次に次のように加える。

第8号様式	水洗便所改造貸付金償還完了通知書	第9条
-------	------------------	-----

別表第7号様式の項中「第7号様式」を「第9号様式」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。